

長建協発第465号
平成22年2月19日

各 支 部 長 様

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
〔 公 印 省 略 〕

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令及び
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、一昨年度より国土交通省社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び環境省中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会において建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討が行われ、昨年度には議論の成果が取りまとめられております。

このたび、当報告を受けて、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部を改正する省令、及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令が公布され、本年4月1日より施行されることとなりました。

つきましては、標記について、別添のとおり会員専用ホームページに掲載いたしましたのでお知らせ申し上げます。